

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

定款

第壹章

第壹條 本會社ハ合名會社肥後共同組ト稱ス

第貳條 本會社ハ左ノ營業ヲ營ムヲ以テ目的トス

一、セメント及建築材料ノ販賣業

二、運送業及運送取扱業

三、一般代理及委託業

四、前各號ニ附隨スル一切ノ業務

第參條 本會社ノ資本金ハ金六萬圓トス

第肆條 本會社ハ本店ヲ熊本市行幸町五番地ニ支店ヲ熊本縣宇土郡三角町大字

三角浦字首入壹千百五拾九番地ニ置ク

但シ必要ニ應ジ更ニ支店又ハ代理店ヲ置クコトアルベシ

合名 肥後共同組



第五條 本會社ノ存立ハ設立ノ日ヨリ滿參拾箇年トス

但シ社員總會ノ決議ニヨリ之ヲ伸長シ又ハ短縮スルコトヲ得

第貳章 社員ノ出資

第六條 本會社ノ社員ノ住所氏名及其ノ出資ノ種類

熊本市行幸町五番地

金五萬壹千七百圓 吉岡民太郎

右全所全番地

金五千參百圓 吉岡勝美

右全所全番地

金參千圓 吉岡勝暉

第七條 社員ハ其ノ持分ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ讓渡シ又ハ債務ノ擔保ニ供スル事ヲ得ス

但シ社員ノ承諾ヲ得タル時ハ其ノ限りニアラス

第八條 社員カ死亡シ又ハ隱居シタル時ハ其ノ相續人ハ當然其ノ持分ヲ承繼人

社ス

第三章 入社及退社

第九條 本會社ニ入社セントスル時ハ總社員ノ同意ヲ得ル事ヲ要ス、新ニ入社

シタル社員ハ前段ノ約定ナキ時ハ入社前ニ於ケル一切ノ權利義務ヲ承繼ス

第十條 社員ハ左ノ事由ニヨリ退社ス

一、總社員ノ同意

二、死亡

三、破産

四、禁治産

五、除名

第拾壹條 前條ノ外已ムヲ得サル事由アル時ハ社員ハ何時ニテモ退社スル事ヲ得
 但シ社員ハ一ケ月前豫告ヲ以テ事業年度ノ終ニ於テ退社スル事ヲ要ス
 第拾貳條 退社員ニ對シテハ會社ハ退社當時ニ於ケル會社ノ財産割合ニ依リ其ノ
 持分ヲ拂戻スモノトス

但シ勞務又ハ信用ヲ以テ出資ノ目的トナシタルモノアル時ハ其ノ社員
 ハ退社ノ時其ノ持分ノ拂戻ヲ受クル事ヲ得ス

第拾參條 社員ノ除名ハ左ノ場合ニ限り他ノ社員ノ一致ヲ以テ之ヲナス事ヲ要ス

- 一、社員カ出資ヲナス能ワサル時
- 二、社員カ出資ノ催告ヲ受ケタル後相當ノ期間内ニ出資ヲナササル時
- 三、社員カ會社營業ノ部類ニ屬スル行爲ヲナシ又ハ同類ノ營業ヲ目的
トスル他ノ會社ノ無限責任社員トナリタル時
- 四、社員カ會社ニ對シ不正ノ行爲ヲナシタル時

五、營業執行社員以外ノ社員カ業務ノ執行ニ關與シタル時

六、其ノ他社員カ重要ナル業務ヲナササル時

第拾四條 本會社ヲ除名セラレタル者ニ對シテハ拂戻ヲナササルモノトス

第四章 社員會

第拾五條 社員會ハ毎年六月ニ開催ス

但シ必要ト認ムル時ハ隨時之ヲ開催スル事ヲ得

第拾六條 社員會ノ決議ハ總社員ノ同意ニ依リ之ヲ決ス其ノ決議ハ各社員署名捺
 印シテ之ヲ會社ニ保存スルモノトス

但シ社員事故アル時又ハ無能力者又ハ能力ヲ失シタル時ハ本會社ノ社
 員ニ委任シテ前項ノ權利ヲ行使スル事ヲ得 此ノ場合ハ代理權ヲ證明
 スル書面ヲ本會社ニ提出スル事ヲ要ス

第五章 業務ノ執行及會社ノ代表

第拾七條 本會社ハ左ノ社員ヲシテ業務ヲ執行セシム

吉岡民太郎 全勝美 全勝暉

第拾八條 本會社ハ無限責任社員ヲ以テ代表社員ト指定シテ會社ヲ代表セシム

吉岡民太郎 吉岡勝美

第六章 計算

第拾九條 本會社ノ營業年度ハ毎年四月壹日ニ初マリ翌年三月參拾壹日ヲ以テ終ルモノトス

第貳拾條 代表社員ハ營業年度毎ニ決算シ遲滯無ク左記書類ヲ作成スル事ヲ要ス

- 一、財産目錄貸借對照表損益計算表
- 二、利益又ハ損失ノ所分案及積立金ニ關スル議案

第七章

第貳拾壹條 第五條ノ規定ニ拘ラス本會社ハ何時ニテモ總社員ノ同意ニ依リ解散ス

ル事ヲ得

第貳拾貳條 本會社ヲ解散シタル時ハ清算人ハ社員會ニ於テ本會社ノ社員中ヨリ撰

定ス

第貳拾參條 本會社ノ利益及損失ノ所分ハ出资额ノ割合ニ依ルモノトス

第貳拾四條 本定款ニ規定無キ事項ハ總テ商法ノ定ムル所ニ依ルモノトス

右合名會社肥後共同組設立ノ爲商法第百四拾八條第六拾貳條第六拾參條ノ規定ニ依リ本定款ヲ作成シ各社員左ニ署名捺印ス

昭和十五年一月九日

社員 吉岡民太郎

全 吉岡 勝美

全 吉岡 勝暉